

各種基準案について

平成 26 年 7 月 1 日

郡山市

1. 本市において定める必要がある基準

新制度施行に伴い必要となる市町村で定める基準

- ①特定教育・保育施設の運営に関する基準
- ②特定地域型保育事業の運営に関する基準
- ③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
- ④地域型保育事業の設備及び運営に関する基準

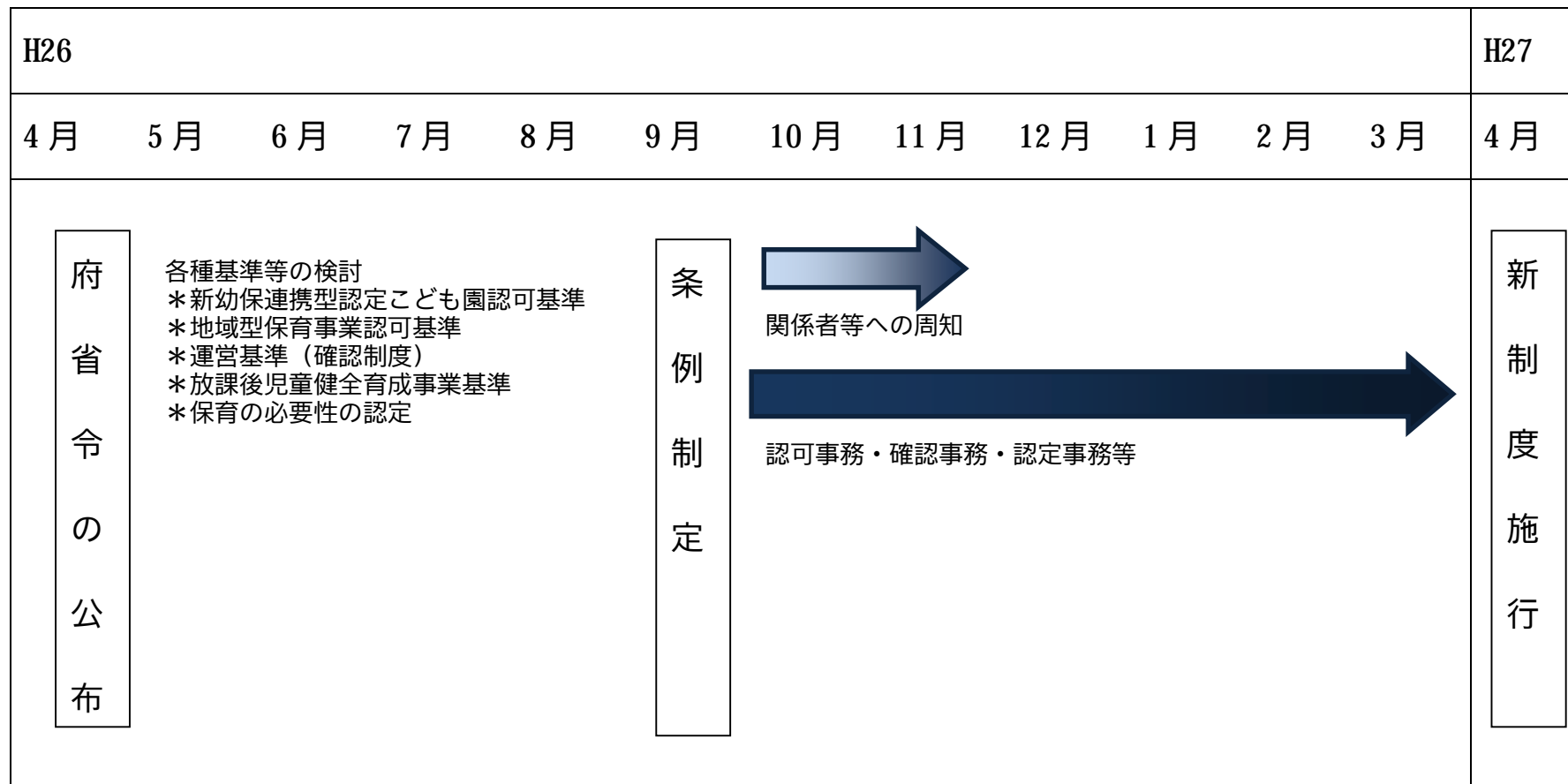


国の定める基準を参酌または従い、条例等で定める。

※「参酌すべき基準」と「従うべき基準」

- ・参酌すべき基準…条例等の制定に当たり、十分参照しなければならない基準。地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容される。
- ・従うべき基準…条例の内容が、必ず適合しなければならない基準。異なる内容を定めることは許されないが、当該基準の範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることはできる。

2. 基準条例等制定のスケジュール



3. 新制度施行に伴う条例等の制定及び改正

○新規制定

名称	時期
郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する条例を定める条例	9月
郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	9月
郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	9月
郡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例	9月
(利用者負担額条例)	12月
(施設型給付費額規則)	12月

○一部改正

名称	時期
郡山市保育所条例	9月
郡山市保育所規則	9月
郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	9月
郡山市児童福祉施設入所等に要する費用徴収規則	12月
郡山市一時保育事業費費用徴収条例	12月